報道資料

令和 6 年 10 月 11 日

柏市
KASHIWA CITY

税額変更通知等の誤送付について

市民税課において，個人市民税の税額変更通知書及び過誤納金還付通知書を誤って他の方へ送付する事案が発生しました。関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを，心よりお詫び申し上げます。

1　内容

納税者の住所，氏名，所得，税額等が記載された税額変更通知書及び過誤納金還付通知書を送付する際に，誤って他の方の封筒に封入し，送付したもの（2 件）。

2　経緯

(1)　事案 1

9 月 17 日（火）：市民 A から，市民 A の書類のほか，市民 B の書類も同封されている旨の通報が本市にありました。

9 月 18 日（水）：市民 A 宅を訪問して謝罪し，市民 B の書類を回収しました。

9 月 20 日（金）：市民 B に電話にて謝罪を行うとともに，書類を送付しました。

(2)　事案 2

9 月 26 日（木）：市民 C から本市に返送された書類の中に，市民 C の書類のほか市民 D の書類についても同封されていることが判明しました。

9 月 27 日（金）：市民 C 宅を訪問して謝罪しました。市民 D に係る書類については既に破棄をされたとのことでした。

10 月 1 日（火）：市民 D 宅を訪問して謝罪を行い，書類をお渡ししました。

10 月 3 日（木）：市民 C から，市民 D の書類が見つかった旨の連絡があり，再度市民 C 宅を訪問して，市民 D の書類を回収しました。

10 月 4 日（金）：市民 D に電話にて，市民 C 宅にて書類が発見され，職員が書類を回収したことをお伝えしました。

3　原因

封入作業時に，職員の確認不足により，誤封入し送付してしまったもの。

4　再発防止策

発送する書類について，複数担当者による確認を複数回行うなど適正な事務処理を徹底してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】
柏市財政部市民税課
電話 04-7167-1124 ／ FAX 04-7167-3203